



令和7年3月28日

住宅用太陽光発電の余剰電力を活用した実証事業について

世田谷区では、家庭の太陽光パネルで発電された再エネ電気を区内で無駄なく利用する「エネルギーの地産地消」の実現をめざし、実証事業を7月から開始します。

1 背景

世田谷区での再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（以下、「再エネポテンシャル」）は、建物屋根への太陽光発電設備導入が多くを占める。電力需要に対して、電力自給率が低い区においては、限られた地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）の創出を推進するとともに、創出した再エネを地域内で有効に利用していく必要がある。

他方、固定価格買取制度（F I T制度）の買取期間の満了を迎え、いわゆる卒F I Tとなる家庭の太陽光発電は、今後増加していく見込みであり、卒F I T電源の余剰電力の活用が注目されている。

2 事業内容

（1）概要

ブロックチェーンなどの技術により、発電側（区内住宅の太陽光発電等）と需要側（再エネ電力を使いたい住宅）を結びつけ、自動的な電力売買ネットワーク【P 2 P（Peer to Peer）電力取引】の効果実証を行う。電気の需要と供給に応じた市場原理による価格決定メカニズムにより、太陽光発電による余剰電力（再エネ）の買取りと供給を行い、普段使っている電気の環境性と経済性の両立を目指す。

（2）発電側モニター募集について（事前登録受付中）

- ① 対 象：F I Tの適用期間が終了した太陽光発電設備をお持ちのご家庭など
- ② 募 集 数：200軒程度
- ③ 参加特典：せたがやP a y 10, 000円相当分進呈

（3）主なスケジュール

令和7年5月 発電側本申込受付開始（予定）

7月 順次P 2 P実証事業開始

※需要側の募集については、詳細決まり次第、区ホームページ等で案内

◎問合先 環境計画課

電話03-6432-7135